

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百八十六号
次の種畜について、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律
第二百九号）第四条第一項第二号の規定により種畜証明
書を交付した。

昭和三十年八月十二日
鳥取県知事 遠藤 茂

目次

◇告示 種畜証明書の交付
ブルセラ病等の検査
土地の公用廃止

黒毛和種

種畜証明 書番号	名号	生年月日	産地	父血	母血	統	別級	飼養者住所氏名
昭三〇鳥地 第一号	秀利	昭二九、 五、八	鳥取県西伯郡 日吉津村	益広 九九	りん	四五、八一八	2	西伯郡境港町 藪内 輝栄
〃第二号	天島一	三、二四	逢坂村	益広 九九	みつさかえ	一〇、八二一	2	所子村 野口宗一郎
〃第三号	貞正	二、二五	福市	米子市 第三保命 本黒一、三九一	えいぎん	一一二、五二五	2	米子市和田 井田虎次郎
〃第四号	平八	二、二三	岸本町	西伯郡 第五栄光 黒二、六二八	ゆきえ	一一二、五五四	2	両三柳 田崎 晴二

第五号	茂	二、一〇	大高村	第二栄光	七五六	黒	一〇五、一七六	2	西伯郡岸本町	加川	潔
第六号	逸吉	二、一〇	果村	第二栄光	七五六	黒	第一七さいわい	2	米子市勝田町	内田	勇一
第七号	春山	一、一五	〃	第五栄光	二、六二八	黒	まさじ	2	西伯郡岸本町	加川	潔
第八号	時津	一、四	高麗村	日鹿	二、二五八	黒	第三いわね	2	高麗村	大下	鉄蔵
第九号	前信	三、七	船岡町	日下部寿竜	一、〇六五	黒	第三すみれ	2	八頭郡用瀬町	福本	石蔵
第一〇号	秀村	二、一〇	河原町	西秀	二、一二八	黒	ささき	2	船岡町	上田	長蔵
第一一号	貞光	二、二〇	佐治村	夏源	一、八五九	黒	さだみつ	2	河原町	壹岐	良一
第一二号	昭安	二、一一	丹比村	日下部寿竜	一、〇六五	黒	あおみず	2	用瀬町	川元健太郎	
第一三号	花吉	六、二〇	関金町	河本	五八三	黒	あかり	2	東伯郡東伯町	田中	吉蔵
第一四号	森栄	五、二〇	下田中	宝来	一、五〇六	黒	えばら	2	〃	森下	栄
第一五号	花政	四、二六	赤碕町	花栄	三、三六三	黒	第二やまね	2	〃	松田	政知
第一六号	大関	五、二六	上福田	大山	二、六二二	黒	かねとし	2	倉吉市上福田	杉本	定壽

第一七号	山根	三、二	気高町	第二清水	八六四	黒	たなか	2	鳥取市吉岡	林	毅
第一八号	上家	七、二〇	鹿野町	鷺峯	七二二	黒	さかえ	2	〃	行徳	巖
第一九号	栄旭	三、五	東伯町	利栄	三、〇九二	黒	こひめ	2	東伯郡三朝町	田栗	信義
第二〇号	河上	二、六	赤碕町	彌生	二、三七〇	黒	たかみ	2	〃	川北	庄一

鳥取県告示第三百八十七号

次のようにブルセラ病検査、結核病検査並びに肝蛭症の検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十年八月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 ブルセラ病、結核病及び肝蛭症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこの牛と同一施設内で飼育している牛、但し生後六箇月、分娩後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
五検査、注射の別及びその方法

ブルセラ病検査―ブルセラ急速凝集反応

結核病検査―ツベルクリン皮内注射反応

肝蛭症検査―小野氏式皮内反応検査及び渡辺氏式中卵検査

別表 駆除―ヘキサクロロエンタン製剤投与

- 一 東伯郡赤碕町大字赤碕字本条一、五一三番地先
雑種地 十八歩
- 二 倉吉市中江字隈田一九二番地先
水路敷 十二歩八合二勺
- 三 倉吉市中江字繩手先二一八番一地先
水路敷 十五歩四合二勺
- 四 倉吉市中江字隈田一九四番地先
道路敷 二十三歩九合七勺
- 五 倉吉市中江字隈田二二七番一地先
道路敷 九歩六合五勺
- 六 倉吉市中江字佃一八八番地先
道路敷 二十四歩一合三勺

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発

鳥取県鳥取市東町

印

刷

所 縣